

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>5 局における審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務 (省略)</p> <p>(2) 実質審査事務</p> <p>イ 実質審査の担当 (省略)</p> <p>ロ 留意事項</p> <p>(イ) 文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは文書回答の前提となる事実関係が不十分で判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、事前照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を確実に求めるなど可能な限り適否の判定を行うことに努める。また、その事実関係の確認のために、事前照会者以外の取引等関係者への照会等は行わないこととする。</p> <p>なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料 (4 (1)イの参考資料を含む。) の提出及び記載事項の補正 (以下「補足資料の提出等」という。) が必要な場合には、照会文書が受付窓口に到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。</p> <p>(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙 3 の様式参照) に記載する。</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>5 局における審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務 (省略)</p> <p>(2) 実質審査事務</p> <p>イ 実質審査の担当 (省略)</p> <p>ロ 留意事項</p> <p>(イ) 文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは文書回答の前提となる事実関係が不十分で判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、事前照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を確実に求めるなど可能な限り適否の判定を行うことに努める。また、その事実関係の確認のために、事前照会者以外の取引等関係者への照会等は行わないこととする。</p> <p>なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料 (4 (1)イの参考資料を含む。) の提出及び記載事項の補正 (以下「補足資料の提出等」という。) が必要な場合には、照会文書が受付窓口に到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。</p> <p>(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙 3 の様式参照) に記載する。</p>

改正後	改正前
<p><u>(ロ) 文書回答担当者は、照会文書が受付窓口に到達した日からおおむね1か月以内（補足資料の提出等を要する場合には、その提出等に要した期間を除く。）に、それまでの検討状況から見た文書回答の可能性及び処理の時期の見通し等について、事前照会者に対し口頭で示すこととする。</u></p> <p><u>(注) 1 「処理の時期の見通し等」は、できる限り「1か月後」といった具体的な時期の見通しを示すこととするが、具体的な時期を示せない場合には、その理由を説明するとともにその時点で示せるものを示すこととする。</u></p> <p><u>2 事前照会者に対して示した内容に変更が生ずることとなった場合には、その内容を速やかに事前照会者に連絡することに留意する。</u></p> <p><u>(ハ) 文書回答が行われる前に事前照会に係る取引等の申告期限等が到来した場合には、文書回答は行わず、申告審理又は調査審理において処理することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(ロ) 文書回答が行われる前に事前照会に係る取引等の申告期限等が到来した場合には、文書回答は行わず、申告審理又は調査審理において処理することに留意する。</u></p>
<p>6 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>また、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。</p> <p>おつて、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に</p>	<p>6 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>また、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。</p> <p>おつて、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に</p>

改正後	改正前
<p>回答することができないと見込まれるものについては、事前照会者に対し審査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。</p> <p>① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合  ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合  ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合</p> <p>(2) 公表</p> <p>イ 6 (1) のイ (イ) 及び (ロ) に係る照会内容及び回答内容のうち同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、公表することとする。</p> <p>また、事前照会者から申出があった場合は事前照会者名を公表することができる。</p> <p>ただし、照会内容及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法律上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を被覆するなどして公表することに留意する。</p> <p>(注) 取引等関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</p> <p>ロ 公表は、原則として、回答後2か月以内に行うこととする。</p> <p>ただし、事前照会の際に、事前照会者から一定期間内（1年を超えない期間内）につき公表しないことを求める申出があった場合で、<u>例えば、照会に係る新たな金融商品の内容が一般に明らかとなる前に公表されるとその金融商品の販売に支障が生じ得るといった、その申出に相当の理由があると認められるときには、当該申出に係る期間後に公表することとする。</u></p> <p>ハ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。</p>	<p>回答することができないと見込まれるものについては、事前照会者に対し審査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。</p> <p>① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合  ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合  ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合</p> <p>(2) 公表</p> <p>イ 6 (1) のイ (イ) 及び (ロ) に係る照会内容及び回答内容のうち同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、公表することとする。</p> <p>また、事前照会者から申出があった場合は事前照会者名を公表することができる。</p> <p>ただし、照会内容及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法律上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を被覆するなどして公表することに留意する。</p> <p>(注) 取引等関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</p> <p>ロ 公表は、原則として、回答後60日以内に行うこととする。</p> <p>ただし、事前照会の際に、事前照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公表しないことを求める申出があった場合で、その申出に相当の理由があると認められるときには、当該申出に係る期間後に公表することとする。</p> <p>ハ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。</p>

改正後	改正前
<p>別紙 1</p> <p>別紙 1 様式～別紙 1 - 3 様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1～11 (省略)</p> <p>12 その他留意事項</p> <p>(1) チェックシートの記載等</p> <p>文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)</p> <p>(2) 公表等</p> <p>本件照会及び回答文書の内容は、回答後 <u>2 か月</u> 以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内 (<u>1 年</u> を超えない期間内) について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p> <p>また、事前照会者名を公表することの申出をする場合には、その旨を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p>	<p>別紙 1</p> <p>別紙 1 様式～別紙 1 - 3 様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1～11 (省略)</p> <p>12 その他留意事項</p> <p>(1) チェックシートの記載等</p> <p>文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)</p> <p>(2) 公表等</p> <p>本件照会及び回答文書の内容は、回答後 <u>60 日</u> 以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内 (<u>180 日</u> を超えない期間内) について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p> <p>また、事前照会者名を公表することの申出をする場合には、その旨を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p>

改正後

別紙3付表

補足資料等 要求年月日	提出等年月日	除算期間	補足資料等の要求内容	
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
① 合 計		日		
② 照会年月日	・ ・	照会日からの日数	(注)	
③ 照会から3か月経過日	・ ・	日	1 ③の年月日欄は、暦に従って照会年月日の3か月後の応答日を入力する。	
④ 除算期間 (①)		日		
⑤ 3か月経過日 (除算期間込) (③+④)	・ ・	日	2 ⑤の年月日欄は、③の年月日から④の日数を経過する日を入力する。	
⑥ 文書回答の可能性等の連絡年月日	・ ・	日		
⑦ 文書回答の可能性等の変更連絡年月日	・ ・	日		
⑧ 回答年月日	・ ・	日		
⑨ 処理期間 (⑧-⑥-④)		日		
⑩ 3か月を超える場合の回答見込連絡年月日	・ ・	日		
【備 考】				

改正前

別紙3付表

補足資料等 要求年月日	提出等年月日	除算期間	補足資料等の要求内容	
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
・ ・	・ ・	日		
① 合 計		日		
② 照会年月日	・ ・	照会日からの日数	(注)	
③ 照会から3か月経過日	・ ・	日	1 ③の年月日欄は、暦に従って照会年月日の3か月後の応答日を入力する。	
④ 除算期間 (①)		日		
⑤ 3か月経過日 (除算期間込) (③+④)	・ ・	日	2 ⑤の年月日欄は、③の年月日から④の日数を経過する日を入力する。	
⑥ 回答年月日	・ ・	日		
⑦ 処理期間 (⑥-④-①)		日		
⑧ 3か月を超える場合の回答見込連絡年月日	・ ・	日		
【備 考】				